

◎地方交付税法及び特別会計に関する

法律の一部を改正する法律

(平成二十二年二月二〇日法律第一号)

一、提案理由(平成二十二年一月二三日・衆議院総務委員会)

○鳩山国務大臣 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算により平成二十年度分の地方交付税が二兆二千七百三十億九千五百万円減少することとなりますが、地方財政の状況等にかんがみ、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保する必要があります。このため、平成二十年度分の地方交付税の総額の特例として、二兆二千七百三十億九千五百万円を一般会計から交付税特別会計に繰り入れて地方交付税の総額に加算することとしております。

また、この加算額のうち一兆二千四百十億四千七百五十万円に相当する額について、平成二十三年度から平成二十七年までの各年度における地方交付税の総額から二千四百八十二億九

百五十万円をそれぞれ減額することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二十二年一月二三日)

○赤松正雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、今回の補正予算により国税が減額計上される中にありまして、地方財政の状況等にかんがみ、当初予算に計上された平成二十年度の地方交付税の総額を確保するため、平成二十年度分の地方交付税の総額の特例として、国税の減収に伴う地方交付税の原資の減少に見合う二兆二千七百三十億九千五百万円を一般会計から交付税特別会計に繰り入れて地方交付税の総額に加算することとしております。

また、この加算額のうち、一兆二千四百十億四千七百五十万円に相当する額について、平成二十三年度から平成二十七年までの各年度における地方交付税の総額から二千四百八十二億九百五十万円をそれぞれ減額することとしております。

本案は、去る一月六日本委員会に付託され、本日鳩山総務大

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

二一

臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告（平成二十二年二月二三日）

○内藤正光君　ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成二十年度分の地方交付税の総額について加算措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、地方交付税総額確保の在り方、地方交付税総額の補てんに係る地方負担分の額と精算方法、地方財源不足に関する国・地方折半ルールの抜本的な見直し、安定した地方税財源の充実策、定額給付金の経済効果とその根拠等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。